

商標料金表（国内）

2020年7月1日

下記は消費税を含まない当事務所の手数料です

出願時

下表にない手続が必要になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

手続項目		当所手数料
出願	基本手数料 1～2回の打合せ、指定商品・役務1区分の願書作成、電子出願処理及び出願後の期限管理を含みます。	40,000 円
	加算：区分の追加 2区分以上の商品・役務を指定する場合	追加1区分あたり 10,000 円
中間対応	方式的な手続補正	10,000 円～
	早期審査の申請 事情の内容によって変動します。	20,000 円～
	拒絶理由通知への応答 拒絶理由通知の内容検討、手続補正書及び意見書の起案提出を含みます。 拒絶理由の種類とその数、引例の数と頁数、補正の内容、参考資料提出の有無などによって変動します。	応答1回あたり 50,000 円～
	拒絶理由通知の内容検討及びコメント作成 拒絶理由通知に回答せず、コメントのみ作成したときの料金です。 拒絶理由通知の内容によって変動します。	20,000 円～
	審査官面接（電話、FAX 又は対面） 特許庁での対面面接の場合、交通費を別途申し受けます。	1回あたり 30,000 円～
	分割出願 新たな出願の出願手続き及び期限管理を含みます。	分割出願1件あたり 20,000 円
拒絶査定時	拒絶査定不服審判請求 審判請求、審判請求理由書、必要な手続補正を含みます。 査定理由の種類とその数、引例の数、補正の内容、参考資料提出の有無等によって変動します。審判審理における拒絶理由通知、審尋等への対応は「拒絶理由通知への対応」に準じた費用を別途申し受けます。	150,000 円～
査定時 登録	登録査定時報酬	0 円
	商標登録料納付（次回料金納付までの期限管理を含みます）	20,000 円
審判事件 登録後の	審判請求人又は被請求人としての手続の代理 理由の内容、区分数、証拠の数と種類等によって変動します。 詳細は案件に応じて、予めご相談申し上げます。	200,000 円～
	審判事件の成功報酬	審判請求・被請求時費用の 1/2
申立事件 登録異議	商標登録異議申立人又は被申立人としての手続の代理 異議理由の内容、区分数、証拠の数と種類等によって変動します。 詳細は案件に応じて、予めご相談申し上げます。	200,000 円～
	異議申立事件の成功報酬	申立・被申立時費用の 1/2

手続項目		当所手数料
その他	出願人名義変更	20,000 円
	登録後の各種申請（移転申請、実施権の設定登録申請等） 申請内容によって変動します。	20,000 円～60,000 円
	共同出願対応料 出願人が2以上であるときに各出願人へ諸連絡を行うための料金です。	1 出願人増ごとに 20,000 円
	書類の送付先／送付部数の追加 2以上の送付先に、又は1の送付先に2部以上の 出願書類、拒絶理由通知、引用文献等を送付するときの料金です。	1 送付先又は1部増ごとに 3,000 円／送付
	相談料 内容によって変動しますので、詳細はお問い合わせ下さい。 ご相談の結果ご依頼頂いた場合、相談料最大2時間分を無料とします。 お客様を訪問する場合、交通費を別途申し受けることがあります。	1 時間あたり 10,000 円～20,000 円

注)・手続に応じて、当所手数料とは別に法定費用（特許庁に収める費用）及び通信費実費（郵便代、振込手数料等）が必要になります。法定費用は、特許庁ウェブサイト (<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>) をご参照下さい。

- ・上記以外の手続が必要となったときは、別途ご相談の上で定めた手数料及び実費を申し受けます。
- ・ご依頼後にお客様の都合により手続を取り止める場合、着手状況に応じて上記手数料の一部又は全部及び支出済の実費相当額を申し受けますのでご了承下さい。

以上